

【屋外】社会体育施設利用ガイドライン 2020.11.1～

新型コロナウイルスが感染する要因の一つである3密を回避するため、県の指針を準用し、条件付きで開放する。また、大会・イベントなどについては、日本スポーツ協会の「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に沿った活動を行うこと、各中央競技団体が作成する「競技別のガイドライン」を確認した上で施設の利用をお願いします。状況などにより、開放情報及び利用条件について変更があります。

1 施設利用の制限について

- ・県民のみの施設利用
- ・高校生以下のみの利用不可。(保護者又は保護者に代わる人の同伴により可。)

2 3つの「密」(密閉・密集・密接)の3条件の回避を遵守いただくとともに、利用団体の代表者は、不測の事態を鑑み参加者全員の氏名、住所、連絡先等の名簿を1か月間保存すること。(利用終了後2週間以内に新型コロナウイルスに感染症を発症した場合は、施設管理者に速やかに報告すること。)また、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の利用をお願いします。

【3条件】

密閉：換気の悪い密閉空間

密集：多くの人々が密集している

密接：互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる

3 手洗いの奨励・手指や接触回数の多い場所(ドアノブ、蛇口等)のアルコール消毒の徹底(持参)・マスクの着用(プレーを行っていない時)。

4 体調管理に留意し、発熱、咳などの症状がある方の利用は控えてください。

5 大会及びイベントを目的とした利用(参加者1,000人以下)は、事前に施設管理者と十分な打ち合わせを行い、感染予防対策を書面で提出し、感染予防が図れると判断できる場合に、利用を可能とする。(大会とは、公式・非公式練習試合、交流試合等、2団体以上が同時間帯に集まるもの及び、不特定多数の方が集まるものとする。)

※ 次の時間帯に利用する団体との接触を避けるため、利用終了時間10分前までの完全退出を徹底してください。

利用者様には、ご不便をおかけいたしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。